



「部落差別 解消推進法」 が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
2016年(平成28年)12月16日に施行されました。

現在もなお部落差別が存在することをふまえ、
すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、
差別のない社会を実現することを目的としています。
部落差別は許されないものであるという認識のもと、
お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

日出町・日出町教育委員会